保護者　様

千葉県立千葉盲学校

学校における医薬品の使用について（お願い）

本校では、学校教育活動中における医薬品の使用介助について、保護者様より必要に応「医薬品の使用介助依頼書」を提出していただき、実施しております。

つきましては、書類の提出及び医薬品のパッケージ等について御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

Ⅰ　「医薬品の使用介助」とは

教育活動の中で、幼児児童生徒自らが医薬品を使用する場合、必要な手続きを経た後に、教職員がその使用を介助、確認、保管することです。具体的には、軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬の挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を行う際に、その行為を介助することを指しています。教職員は、眼軟膏や自己注射の介助は不可、本人が使用するところを確認したり、医薬品を保管したりすることは可能です。

１．対象者

（１）健康の維持や疾病の管理のため、医薬品を使用する必要があり、学校や寄宿舎で医薬品の介助､確認､保管が必要な幼児児童生徒

（２）寄宿舎生は医薬品を使用する児童生徒全員

（３）治療や自宅での療養後、体調が安定した場合

２．依頼方法

（１）医師から処方された医薬品を原則とします。

（２）年度当初または医薬品の使用を開始する時に「医薬品の使用介助依頼書」を依頼の種類（Ａ定時・Ｂ臨時・Ｃ災害時・Ｄ宿泊を伴う行事など）や依頼先（ａ学校,ｂ寄宿舎）毎に作成し、医薬品は依頼先それぞれに分類して提出してください。薬局から出される薬剤情報提供書またはお薬手帳（コピー可）をそれぞれに添えて学級担任へ提出してください。

（３）１回分ずつ分けて袋に入れ､使用する日時と氏名を書いてください（別紙参照）。
水薬等の複数回分がまとめられている医薬品は、１回量に分けてください。
予備薬として１回分を持ってきてください。袋に「予備薬」と明記してください。

３．その他

（１）使用した医薬品の空袋等は家庭へ返却します。

（２）実施内容、方法の変更または中止の場合は、速やかに学級担任・寄宿舎指導員へ

連絡してください。内容に応じて更新の手続きをします。

（３）寄宿舎を利用するにあたって、体調不良や定期通院により初めて使用する医薬品が処方された場合は舎泊せず、家庭で医薬品を使用して副作用等確認をお願いします。体調が安定し服薬の副作用等なく、寄宿舎生活に問題がなければ翌日から舎泊は可能とします。

２　「医薬品の使用介助」の種類と手続き・内容

種　類	対　象	手　続　き　等
Ａ 定　時	日常的に使用の介助が必要な場合	・１回分ずつ毎日持参する。舎泊の場合、必要日数分と予備薬
Ｂ 臨　時	臨時的な理由で決まった期間において医薬品使用の介助が必要な場合	・１回分ずつ毎日持参する。舎泊の場合、必要日数分と予備薬
Ｃ 災害時	災害時の備えとしての医薬品　日常的に医薬品の使用の介助が必要な場合	・１日分の医薬品と依頼書をパッケージしたものを学級担任へ提出してください。学級担任が確認後、医薬品と依頼書コピーを通学カバンの中に保管します。 ・寄宿舎生は災害時医薬品の預かりに関して、寄宿舎の説明に従ってください。
Ｄ 宿泊 学習時	宿泊学習時に使用の介助が必要な場合	・１回分ずつ回数分持参する。 ・依頼書は事前健康診断までに、医薬品は３日前までに提出してください。 ・予備として１日分を持って行ってください。
緊急時	緊急時（てんかんなど）における対処が必要な場合 ※判断を要する服薬 （頓服等）	・必要がある場合は、保護者の依頼書及び医師の指示書を提出してください。使用の詳細や手順、連絡方法等確認のため、保護者面談を実施します。 ・医薬品と依頼書および医師の指示書は保健室に保管し、緊急時は保護者に連絡後、原則として養護教諭が使用を介助します。 ・医師の指示書の内容は、毎年３月頃に医師に確認（更新）をお願いします。 ・医薬品は３月末に返却しますので、継続の場合は次年度４月初めに新しいものを提出してください。